

必読

暮らしの法律ナビ

No.25

筆界特定制度

土地の境界（筆界）確認は売却や建物建て替え等をする際によく行われます。

一般に土地境界に関する調査は法務局の資料及び現地の確認です。しかし精度のよい地図や測量図が備え付けられてない土地はまだまだ多いのが現状です。境界

線が確認できない場合は隣接地所有者に現地確認及び立会を依頼します。そして境界線の認識が一致していれば境界問題は解決します。

ところが隣接地所有者が明確な理由もなく一方的に拒否し応諾が得られない事や不当に高額な金銭請求をして問題解決できずに売却等が頓挫する場合があります。

裁判以外の土地境界紛争の解決手段として平成18年に「筆界特定制度」という

手続きが法務局に用意されました。これは筆界特定登記官（法務局内の専門家）が外部専門家の意見を踏まえて境界の位置を特定する制度です。中立な第三者が間に入ることで最終的に当事者の合意が成立する場合もあります。

所有地の境界問題に関するリスクについて専門家の土地家屋調査士に一度ご相談してはいかがでしょうか。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>